

令和5年 第4回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和5年3月23日(木) 午後2時00分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

出席委員

教育長 渡邊哲郎
 教育長職務代理者 大嶽和好
 委員 木下貴子
 委員 鈴木亜紀子

欠席委員

委員 水野雅樹

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	高橋光弘	
出	教育次長	林 伸彦	
出	教育指導監	丸山 近	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	杉村哲也	
出	教育研究所長	久野智治	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	教育推進課主幹	矢野隆彦	
出	食育推進課長兼食育センター場長 兼養正小学校近接校対応調理場長兼昭和小学校近接校対応調理場長	大竹康文	
出	課長(放課後児童健全育成調整担当)	勝見祐子	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者 : 教育総務課 課長代理 長谷部 茂
 教育推進課 課長代理 山田 直子
 教育推進課 総括主査 南谷 美和
 教育相談室 課長代理 吉川 卓男
 文化財保護センター 主査 矢部 由美子
 文化財保護センター 主査 岩井 美和

会議の傍聴人 : なし

会議を早退した者 : なし

会議の公開、非公開 : 一部非公開

付議番号	案 件 名	所管課	結果
議第15号	令和5年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて	教育研究所	原案可決
議第16号	令和5年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて	教育研究所	原案可決
議第17号	多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	教育推進課	原案可決
議第18号	学校運営協議会委員の任命について	教育推進課	原案可決
議第19号	多治見市文化財の指定解除について	文化財保護センター	原案可決
議第20号	30人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則及び多治見市立中学校における30人程度学級の編制等に関する規則を廃止するについて	教育推進課	原案可決
議第21号	多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正するについて	教育推進課	原案可決
議第22号	多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて	子ども支援課	原案可決
議第23号	多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による令和5年度選奨生の決定について	教育総務課	原案可決
議第24号	多治見市奨学資金の給費規則による令和5年度選奨生の決定について	教育総務課	原案可決
報第3号	教員の働き方改革について	教育推進課	原案可決
報第4号	多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員の委嘱について	文化財保護センター	原案可決

開 会

午後 2 時 00 分 渡邊教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

議 事

- 渡邊教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、議第 17 号 多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 及び 議第 18 号 学校運営協議会委員の任命について 及び 議第 23 号 多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による令和 5 年度選奨生の決定について 及び 議第 24 号 多治見市奨学資金の給費規則による令和 5 年度選奨生の決定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の「人事・その他の事件」に該当するため、多治見市教育委員会会議規則第 10 条の規定により非公開と決定することについて、審議願う。
- 渡邊教育長 事務局の説明のとおり、議第 17 号 多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 及び 議第 18 号 学校運営協議会委員の任命について 及び 議第 23 号 多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による令和 5 年度選奨生の決定について 及び 議第 24 号 多治見市奨学資金の給費規則による令和 5 年度選奨生の決定については、非公開と決定することについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 異議がないので、議第 17 号 多治見市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 及び 議第 18 号 学校運営協議会委員の任命について 及び 議第 23 号 多治見市高等学校等入学準備資金給付規則による令和 5 年度選奨生の決定について 及び 議第 24 号 多治見市奨学資金の給費規則による令和 5 年度選奨生の決定については、非公開と決定する。

議第 15 号 公開

議第 16 号 公開

- 渡邊教育長 令和 5 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて及び令和 5 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて、事務局に説明を求める。
- 久野所長 (議第 15 号 令和 5 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて及び議第 16 号 令和 5 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて、資料により説明。)
- 渡邊教育長 何か質問はないか。
- 各委員 なし
- 渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第 15 号及び議第 16 号を原案どおり可決してよいか。
- 各委員 異議なし。
- 渡邊教育長 では、議第 15 号 令和 5 年度幼児教育指導の方針と重点を定めるについて及び議第 16 号 令和 5 年度小・中学校教育の方針と重点を定めるについて、原案どおり可決することとする。

議第 17 号 非公開

議第 18 号 非公開

議第 19 号 公開

渡邊教育長 多治見市文化財の指定解除について、事務局に説明を求める。

杉村課長 (議第 19 号 多治見市文化財の指定解除について、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第 19 号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第 19 号 多治見市文化財の指定解除について、原案どおり可決することとする。

議第 20 号 公開

渡邊教育長 30 人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則及び多治見市立中学校における 30 人程度学級の編制等に関する規則を廃止するについて、事務局に説明を求める。

林次長 (議第 20 号 30 人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則及び多治見市立中学校における 30 人程度学級の編制等に関する規則を廃止するについて、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

木下委員 今まで 30 人学級であったものが 35 人学級になるのか。

林次長 今までも 30 人程度学級との表現で 35 人学級であるため変わらない。

渡邊教育長 他に質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第 20 号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第 20 号 30 人程度学級編制の実施に係る多治見市費負担教職員の採用等に関する規則及び多治見市立中学校における 30 人程度学級の編制等に関する規則を廃止するについて、原案どおり可決することとする。

議第 21 号 公開

渡邊教育長 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

勝見課長 (議第 21 号 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正するについて、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第 21 号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第 21 号 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第 22 号 公開

渡邊教育長 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて、事務局に説明を求める。

長谷川課長 (議第 22 号 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 質問がないので、「異議なし」として議第 22 号を原案どおり可決してよいか。

各委員 異議なし。

渡邊教育長 では、議第 22 号 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するについて、原案どおり可決することとする。

議第 23 号 非公開

議第 24 号 非公開

報第 3 号 公開

渡邊教育長 教員の働き方改革について、事務局に説明を求める。

丸山教育指導監 (報第 3 号 教員の働き方改革について、資料により説明。)

鈴木委員 働き方改革を進めるのは大事なことだが、子ども達にしわ寄せがいかないように。年度の途中に欠員が生じた場合などが心配。

丸山教育指導監 教員採用試験の倍率が下がっている状況で、多治見市においても講師の採用は苦慮している。幸い、アンケートでは全国平均と比べてストレスが少なくやりがいを感じている結果となっている。

大嶽委員 それぞれの事情があると思うが超過勤務の状況はどのようなか。

丸山教育指導監 毎月学校からの提出書類を確認し状況を把握している。子どもが小さい、介護が必要な家族がいる、通勤距離が長い、初めて中学校に赴任する・担任になる、進路を担当するなどの家庭環境や業務状況を考慮し、学校と連携しながら精神的な負担感が大きくなるよう支援を検討している。

木下委員 精神面や家族状況を考慮してもらえることはありがたい。

渡邊教育長 他に質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 では、報第3号の報告を終えることとする。

報第4号 公開

渡邊教育長 多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員の委嘱について、事務局に説明を求める。

杉村課長 (報第4号 多治見市陶磁器等資料収集鑑査委員の委嘱について、資料により説明。)

渡邊教育長 何か質問はないか。

各委員 なし

渡邊教育長 では、報第4号の報告を終えることとする。

渡邊教育長 それでは、教育委員会会議の令和5年7月定例会の開催日程について調整する。

渡邊教育長 定例会は、令和5年7月27日(木)とする。

渡邊教育長 これにて令和5年第4回教育委員会会議を閉会とする。

閉 会 午後2時53分

令和5年第4回多治見市教育委員会会議の顛末をここに記し、会議録を作成した。

令和5年4月26日

多治見市教育委員会事務局 教育総務課